

# 無住禪師と登山状

伊藤真巣

(一)

無住一円は相州鎌倉の人、嘉禄二年（一二二六）十二月二十八日に生れた。父は頼朝の功臣であつたが、その夭亡によつて、彼の生涯は一大旋回をなしして仏門に入つた。彼は七十九歳の老年に至つて、この回転軸となつた父の死を回顧して、

貧道武家に生れてその跡を継ぐべきに、而るに先祖夭亡の事之れあり、仍つて流露の身となつて自然に遁世の門に入る。近世の明匠、釋教の祖師に遭遇縁のこと、しかし乍ら貪家のことに依る。債ことを思うに、武家の業を継がず自ら貧賤の身となること、多生の宿善に酬う。是れ則ち老子の云える禍は禱の依るところ、夭亡は則ち道行の因縁なり。かゝる迷物の末葉となれる。悟るべき因縁なるへし、されば迷物となれる、これ悟るへき端なり（稚談集卷一、同書は和漢混交文）

と逆境を善縁なりと領受した逆境を述べている。悲運の生涯は十三歳鎌倉の僧房に始まつたが、十五歳下野の伯母のもとに退き、十六歳常陸に転じて親族に養はれた。十八歳の時出家薙髪し、三井寺の円秀教王房の法橋に俱舎頌疏を学び、法身上人について亥義、後に奥道上人に止観の法門を学ぶことを得た。二十歳で師匠の譲りをうけて僧房に住し、二十七歳の時住房を律

院となし、二十八歳遁世の身となり、律を学して六七年に及んだ。三十五歳壽福寺に移り悲願長尼の下に歎論、円鏡至を參聴し、坐禪を行じて一年に及ばず病を擄、三十六歳菩提山に登つて真言三宝院流の肝要を相伝し、兼ねて法相の法円の要多を開いた。その後東福寺而山聖一国師の門を叩いて天台の後頂巻の令行本医道傳受けると共に、大日經義般、永嘉集、菩提心論、その他肝要の錄などについて諸受するところがあつた。

無住は弘安六年（一二八三）沙石集十卷、正安元年（一二九九）聖敗集三卷、正安二年要鏡一卷、嘉元三年（一三〇五）八十歳の時、長母寺内金剛幢院において雜談集十卷を著わしたことは、広く世に知られている。

長母寺（愛知県西春日井郡山田村）については、寺伝によれば山田重忠の創建と伝え、重忠について「沙石集」には「山田次郎源重忠は、承久の時君の御方に討れし人なり、弓箭の道人にゆるされ、心もたやすく番量も人にすぐれたものから、心もやさしくして、民の煩ひを思ひ知り、よろづ優むる人なりけり」とその人柄を記している。依て長母寺と關係深からざることは知られるが、承久三年（一二二一）に陣没した重忠建立の寺は、既に半世紀で荒廢甚しいものがある。依て中世における氏寺と祖越の關係、祖越を失つた寺院の維持困難な状態を知ることが出来る。即ち無住の述懐によれば

当寺ニ有ル因縁故歟、相通四十三年、無縁寺常絶煙、衣鉢道具之外無資財畜、世間人心、非人如思合へワ

とあり、又

殊朝夕無用心無縁寺、一物不畜、盜賊恐ナシ、先學強盜寺入、土藏打破テ、物有聞タレハ

、犬采タニモナカリケルトテ、腰立テ去了タ  
とあつて、その次が知られると共に、「日本名勝地誌」に「弘長三年（一一六三）無住国師の  
秉錫するに及んで禪泉賡濟院に改め今尚ほ之を奉せり」とある。弘長三年秉錫説を賜、肯定す  
ることが出来る。されど四十三年往住の述懐を基いとし、嘉元三年から逆算すれば、弘長二年  
始めて秉錫したことになる。

(二)

沙石集については、「雜談集」に「先年沙石集、病中ヲカシケニ書散、不及西治シテ、世間  
ニ披露、譏取相半歟、本意只愚俗、仏法始縁ヲ、存スルハ力也、本末智者ヲ教導セント思心ナシ  
、又智者ハ万物、性ニ達メ、邪正一如理モ、善惡不ニ道モ、其心ヲ得ル事ナレハ、自己ノ智慧コ  
モテ、ヨクヨク通メ、慈シ恩ハム人モ、ナト力ナカラムト思心ニテ、病中ニ草<sup>マツ</sup>レ<sup>タ</sup>」とあり、又  
雜談集の序文には

ムラ東相ニソムカズ、然ハ狂言綺語アナル戯ヲ縁トシテ、从衆の妙ナル道ニ入レ、世間  
表近、戯キ事ヲ譬<sup>シ</sup>テ、勝義ノ深キ理ヲ知シメント思

とあつて、この故に「徒ナル手ズサミニ、見シ事爾シ事思忿ルニ隨テ」手にまかせて書集め、  
愚なる人の仏法の利益、和光の深き心、賢愚各別なること、因果の理を悟せぬ者の爲め、从道

に入り開悟する因縁にもの、『雑談ノ次二、教内ヲヒキ、戲論ノ中二、解行ヲ示したのである。

沙石集は既に自の意象によつて筆を染めたものであるが、雑談集においては、此雑談集、或同法前望ヨリテ、手ニマカセテ説ス、無正体事共、重疊セル事ヲホカル竟、八旬命期<sup>且暮</sup>終、在呼吸、同法尋及後被遺、如面談、思テ、遺誠等ニ隨煩スル事アラハ、至孝ノ一分ナルヘシ、雑談ト云ナカラ、云内多<sup>レ</sup>説之、邪正進知<sup>レ</sup>有智人被遺アラハ、削<sup>非添</sup>是<sup>ヨ</sup>、初心学人教誡スル因縁トシ給ヘシ

と述べられている。依て同法の依頼によつて稿を起したものであつて、その製作動機は沙石集とは異なるが、その主旨は「ヨク用ル時ハ、狂吉綺説、謨廻転、讀込乘因、駭法輪縁トスル事ナリ」とあつて、愚を導き迷を改むる因縁とせんとする素意は同一である。かくの如き挙述を可能にされためる解釈の深遠を知るよるべとして、雑談集に、

愚老貧窮、因縁、自然入道世間<sup>一</sup>、及五十年<sup>二</sup>、如説修行、有志無力、見性悟道、亦其命空<sup>三</sup>ト云ヘトモ、久大東聖教説、法内、愛樂輪ニモ不可忘<sup>四</sup>矣  
とあり、見聞の広きこと、亦

年長學祖、殊ニハ洛陽諸国、及々名所、靈寺靈社、山川南北、七大寺、コトニハ南巡オ一、國<sup>大</sup>仏、日本オ一、靈験、熊野、生身仏、如ク思エル善光寺、大师御入定高野、上宮太子、御建立、弘法最初西天王寺、并彼御誕生、橘寺御建立法隆寺御廟宇、如<sup>ク</sup>此靈所思フサマニ祥<sup>ニ</sup>、  
とあることによつて、その往還に得た知識の広さが伺われる。

念佛禁通運動は元々の初年から盛んであつて、法然上人はその都度対応の方策を構えられた。即ち内に對しては円弟の自説を教え、外に向つては念佛が諸宗のさまためにならぬ開陳をあつた。勅伝卷三十二に

上人總じては生死をいとひ仏道に入べきいはれ、別しては無智の道俗男女の念佛するによりて、諸宗のさまたけと見るべからざるむね、聖観法師に筆をとらしめ、旨趣をめづらしきる狀

とあるのが、所謂登山狀又は元久法語と世新せられるものである。登山狀を轉錄するものは望西櫻了慧の「拾遺黒谷諸灯錄」及び勅伝であつて、同書曰文永年中（一二六四—一二七四）にはつたものである。この登山狀の前半と殆んど同文と思われるものを、雜談集卷四に「無常之言」として擧げている。雜談集卷四の脱稿は嘉元二年（一二〇四）であつて、了慧の寂年正応三年（一二九〇）に遅れることが十五年であり、德治（一二〇六—一二〇七）に稿の成った勅伝に先立つこと二三年である。

登山狀が收載せられている諸書の成立を年代順に配列すれば左の如くであるが、兩者を比較对照することによつて、右極素模の比重が知られ、次の如きことが考えられる。

- ① 案遺黒谷諸灯錄から転載したものではない。
- ② 類型が存在し、それが兩者に転用せられた。

③ 原型は矢張り法然上人に発祥する。

④ 気型は法然上人以前にあつて、亘山状製作に当り引用せられた。

江湖詮賀の御批正を乞う。

(四)

無常・言

金谷二草ヲ覗テ、遅々タル春ノ日( )空ククラシ、或ハ西樓ニ月ヲ弄ビテ漫々タル秋ノ夜( )を、  
イタツラニアケヌ、或ハ千里ノ雲ニ走テ、山ノカセキヲ取り( )歳をりく、或は万里のみにうかひて、  
うみのいろくづをとりて日をかさね( )或ハ医寒ノ冬ノ朝ニハ、氷ヲシノキテ、世路ヲシリ、或ハ炎天  
ノ夏ノ日ニ、汗ヲノヨ( )テ、利養ヲボム、或ハ妻子眷属ニマツハレテ、恩愛ノキツナキリカタ  
ク、或ハ怨讐等ニアヒテ、曖昧ノホムラヤム事ナシ、(物じでかくのとくして)晝夜朝暮( )行住坐卧、  
時トレテ止事ナシ、身三口四ノ遇ヲカシ、三途八逝ノ業ヲカサヌ、(しかればある文には「ス  
ル」中ハ八億四千愈ヘ、念母ニミナ三途ノ業ニ非スト云フ事ナシ、如是昧日モ徒ニクレ( )、一日  
ハ中ハ八億四千愈ヘ、念母ニミナ三途ノ業ニ非スト云フ事ナシ、如是昧日モ徒ニクレ( )、  
今日モ( )又( )空クアケヌ、今フ幾度力暗シ、今フ何度カアカサムトスル、夫レ朝ニ麻ク( )榮

花華(はな)タノ風ニ散リヤスク、タニムスフ命譜(めいほ)ハ朝(あさ)日ニ消ヘヤスシ、是ヲ不知(しらず)ヒ、爾ニサカ  
エム事ヲ恩フ、是ヲ不培(ふばい)ヒテ、常ニ有ル事ヲ恩フル而(より)、(しかるあひだ)無常ノ風一度廟(てうびう)テ有爲(うゐ)ノ命  
露(ゆ)、永ク消(きよ)メレハ、是ヲ眩野(まくの)ニ捨(す)テ、是ヲ遁山(とおさん)ニ送(おくり)ル、霞子(かほね)ハ逐(たがひ)ニ苔(苔)、  
彼(かれ)旅(たび)ノ空(そら)ニ迷(まわ)フ、妻子眷属(さいじけんぞく)ハ家ニアレトモ伴(とも)ナハス、七珍万宝(しちちんばんぼう)ハ藏(くら)ニミテレトモ益(ます)モナシ、  
身(みづか)ニ隨(たがひ)フ物(もの)ハ、造惡(ぞうおき)ノ業(わざ)、業(わざ)ニ眼(まなこ)ニミテル物(もの)ハ、後悔(ごはい)ノ業(わざ)ナリ、遂(つい)ニ炎魔(えんま)ノ序(じょ)庭(てい)ニ至(いた)リ又レ  
ハ、罪(つみ)ノ淺深(せんしん)ヲ定(さだ)メ、業(わざ)ノ輕重(けいじゆう)ヲカシカヘラル、法王罪人(ぼうじん)ニ因(いん)テ給(さへ)ハケ、汝(なまこ)法流布(ほうりゅうふ)ノ世(よの)ニ生(うまれ)キ、  
レタリキ、何(なん)、修行せすしていたゞくに帰(か)りきたるやと、その時にわれらいかがこたへんとする、すみやかに、出要(しゆよう)不(ふ)  
未(ま)どめて、直(ただ)ぐ三途(みくに)に歸(か)る事(こと)なけれ  
相(あひ)、一代諸教(うぢゆうきょう)ノ中(なか)ニ、(顕宗密宗(けんしゆうみつしゆう))大乘小乘(だいじゆうしょうじゆ)、權教(けんぎょう)、真(ま)  
密宗(みつしゆう)、論家(ろんか)、密(みつ)ハ宗(しゆう)ニワカレテ、義(ぎ)可(こ)差(さ)ニ連(つらなりて)レリ、或(も)ハ方法(ほうりゆう)告(ご)空(くう)ノ旨(し)ヲ詭(ぎ)キ、或(も)ハ諸法(しゆくわ)  
有(あ)ノ心(こころ)ヲ明(あらわ)セリ、或(も)ハ五住(ごすう)各別(かべつ)ノ義(ぎ)ヲ立(た)テ、或(も)ハ悉(悉)有(あ)私(わたくし)性(せい)ノ言(こと)ハ(こと)ヲ談(だん)ス、宗(しゆう)々(ごとく)ニ究竟(きゆう)至(いた)極(きわみ)ノ義  
ヲ諍(あらわ)ヒ、各各(ごごく)ニ甚(ひなまき)深(ふか)ノ正義(じぎ)ノ旨(し)ヲ論(るん)ス、皆(みな)ナ是(これ)レ終論(しゆうるん)ノ實理(じゆり)  
ヘヘ、是(これ)ヲ詭(ぎ)キ、或(も)ハ時(とき)ヲカ、ミテ此(この)ヲ教(きょう)ヘヘ、何(なん)カ淺(せん)何(なん)カ深(ふか)トモ、(とも)ニ是非(ぜい)ヲワキマ  
ヘカタシ、彼(かれ)モ教(きょう)是(これ)モ教(きょう)互(ふた)ニ偏執(へんぢ)スヘカラズ、詭(ぎ)ノ如(ごとく)修行(しゆぎょう)セハ、皆(みな)悉(悉)ク生死(死生)ヲ過度(くわいど)スヘシ、

法ノ如ク(格)行セハトモニ同ク吾提ヲ証得スヘシ。修セス(して)学セスシテ、徒ニ是非ヲ論ス  
レハ、(たとへば)目シヰタルモノ、色ノ茂采ヲ論シ、耳シヰタル者ノ声ノ清濁ヲイハム力如シ、  
たゞすべからく修行すべし、いつれも生死解脱のみなり、しかるにいまかれを學する人はこれをぞねみ、これを誦する人はかれ  
をそしる、愚鈍のものこれがためにまとひやすく、浅才の身これがためにわきまへがたし(たまへ)  
す(事) あらさひ たまへ  
スレハ、即諸泉ノアサケリ互ニキタル、広ク諸教ニワタリテ義ヲ達セント思エバ、一期ノ命ク  
レヤスシ、カノ蓬萊方丈瀛州ト云ナル三ノ山ニコソ、不死ノ藥ハアリト聞ケ、彼ヲ服シテ(まれ  
命ヲ延テ漸々ニ習学セハヤト思エトモ、尋又ヘキ方モヲ求ヘズ、唐シニ秦皇夫ト廟ヘ給シ御内  
是ヲ廟テ尋ニ遭シ(たりし)カト(も)、童男臥せハ、船ノ中ニシテ徒ニ月ヲ送リキ、彭祖カ七百  
歳(の法)、昔シカリニシテ、今ノ時(に)伝ヘカタシ、墨鷺(医師と申し人こそ、仏法のそこをきはめたりし  
人の)いちはあーだを期しかたとして、仏法をならはんがために、長生の仏の法をほつたへたまひけれ  
藏しましまー、墨鷺(かの三藏の御まへにまうて申給やうは、仏法の中に長生不死の法、この土の)仙經ヲ以テ遇時(にすきたるありやどひ給ひければ  
流支地ニツワキ(を)ハイテ(の)給は(う)、報力喪ヘヨイキタル、終ヒ長年ナリトモ、遂ニ  
八三有ニ輪廻スト(の)給は(う)、観(無量壽)經ヲアタヘ給フ、其ノ後淨土ノ教ヲ修ス、(大仙)送也

これによりて修行すれば、さうに生死を解脱すべしとの始き、「靈鷲」これをつたへて、仙生をたらまちに火にやせてこれとすつ、観舞

星壽<sup>トト</sup>によりて淨土の行をしるし給き、そのうち鳳鳴道縪善導懷感少康等にいたるまで、このほかれをつたへ給へり、そのみだらをおもひ

といのちをのべて大仙の法をとらんとおもふに、又道縪禪師の安樂無にも、聖道淨土の二円<sup>たゞ</sup>給ふはこの心なりその聖道(円<sup>とづ</sup>)

(是レ)穢土ニ(レ)テ煩惱ヲ断シ(テ)、菩提ニ到ル也、淨土内ト云ハ、淨土ニ生レテ(カニニ一テ)煩惱ヲ

断シ(テ)菩提ヲ証スル也、今(レ)淨土内ニ三福ノ行アリ(又觀至にあがすところの業因)にあらず、三福九品十三定

告、その行一ノまにわかれて、その業まちくにつらなれり、まるす定善十三觀<sup>ト</sup>いふは日想、水想、閒想、空樹、空地、空雲、花屋、佛想、真

眞、觀音、勢至、普觀、雜觀これ也、つまに散善三福<sup>ト</sup>いふはには孝養父母、奉事師長、慈心不殺、修十善業、ニには受持三師、具足衆戒、

不犯威儀、三には發菩提心、梁信因果、讀誦大乘、勸進行者也、九品はかの三福の業を刪してその業因にあつ、つまには觀至に見えたり、總じ

てこれをいへば、定散三善の中にれたる往生の行はあるべからず、これによりて或はいづれにもあれ、たゞ有縁の行におもむきて功をかさねて、

(各心ノヒカラム)ニ隨テ修行スベシ、十三固答九品アリ、空内ヲ修セムトスレハ、(みる<sup>ト</sup>と<sup>ト</sup>く)往生

をとゞ<sup>ト</sup>、ナニ<sup>ト</sup>うだがひをなす事なれ、いま一ぱりく自法につきてこれをいはば、まさにいま定善の觀内<sup>ト</sup>かず(に)つらなり<sup>ト</sup>す三福<sup>ト</sup>、

散善の業因はまちまちにわかれれ旨あり、その定善の内にいはんとすれば、(即意)馬アレテ六塵ノ境ニハス、彼ノ散善ノ

内ヲ望マムトスレハ、(又)心ノ猿遊<sup>ト</sup>テ十惡ノ極ニウツル、彼ヲシメントスレボモ不<sup>得</sup>、(これをことど)

もとそれどもあたはす(ヨ)ヨ、二今下三岳ノ業因ヲ見(レ)ハ十惡等ナリ云云

五供の豫生、専終に善知識において、十声一声阿弥陀仏の名号を

となへて往生すととかれたり、これほんざわれらが分にあらざらんや、か  
極ノヘ)雄俊ト云シ人ハ、七度還俗ノ悪人也、獄

率炎魔ノ序(シテ)ニヰ元行(ス)テ、南廻浮提第一ノ悪人、七度還俗ノ雄俊、速

みてまほりと申しければ

無間ニ還スヘキ也。

雄俊ト云シテヘ)往生

雄俊ノ云ク、我庄生ニ觀無量壽經ヲ見ニ、五逆ノ罪人

阿弥陀ほとけの名号ヲ

ヒヌヘて

極樂に

十声愈仏シテヘ)往生

ス(ト)我(ヘ)七度還俗すとリとモ(アマダ)

報

立逆ヲ(ハ)ワクラス、善業スクナシトイエトモ、愈仏十声ニスキ

タリ、雄俊若地獄ニ墮ナバ、三世ノ諸仏每語ノ過ニ墮(ス)ヘシト、高声ニサケヒシカハ

法王理

ニヲレテ、王ノ冠ヲ憚テ是ヲ礼シ、赤陀ハ幢ニ依金蓮迎給キ、泥ヤ我等還俗ニヨハズヘ

金蓮にのせておひく

泥ヤ我等還俗ニヨハズヘ

いはんや形念仏せんをや、男女貴賤行住坐卧愈仏セシニライテヨヤ、乃至専終に往生を願求するにその

たよりをきたりと、サレハトラ惡業ヲ造レトニハ非ズ。(已上)

(注) 勒伝の登山於の匹敵する文との対比であつて、

(ヘ)の記号は兩者の又けたる部分を表わす。

——の記号は勒伝との異なる文字を表わす。

本文は片假名交り文であつて、原文にメとあるはシテと書き改め、ヰ、セ等はヰ、セといた。